



消防法による移動用発電設備の保安規制

9月号では移動用発電設備に対する消防法の保安規制について紹介します。

生徒

10kW以上の移動用発電設備を使用する場合、電気事業法による事業用電気工作物に対する保安規制として、「技術基準への適合維持」、「保安規程の作成、届出及び遵守」及び「主任技術者の選任及び届出」等の義務が使用者に対し課せられます。

この電気事業法の保安規制以外に、移動用発電設備の保安に関し関係する法令がありましたら教えてください。

先生

発電設備は燃料として危険物（石油類）を使用することから、貯蔵・取扱う量に応じ消防法の危険物規制を受けます。

生徒

この危険物規制について具体的に教えてください。

先生

消防法では危険物ごとに指定数量が定められ、石油類の指定数量（※）について表1に示します。

また、危険物規制については、この指定数量を基準に貯蔵・取扱う燃料の量に応じて定められており、これを表2に示します。

※指定数量とは、危険性が法律で規制する必要があるレベルとなる量をいう。

表1 指定数量

品名	指定数量
第1石油類（ガソリン等）	200L
第2石油類（軽油・灯油等）	1,000L
第3石油類（重油等）	2,000L
第4石油類（ギヤー油, シリンダー油等）	6,000L

表2 貯蔵・取扱いの規制

貯蔵・取扱う量	規制の種類
指定数量以上	危険物施設として法による規制
指定数量未満	指定数量未満の危険物の貯蔵・取扱いとして市町村条例による規制

生徒 この危険物規制は移動用発電設備にも適用されるのですか。

先生 危険物規制については常用、非常用を問わず全ての発電設備に適用され、移動用発電設備も例外ではありません。

移動用発電設備の場合、貯蔵・取扱う石油類（軽油又は重油）の量は殆どが指定数量未満とされますので、指定数量未満の貯蔵・取扱いに関する市町村条例の規制対象になります。

生徒 この規制の概要について教えてください。

先生 貯蔵・取扱う危険物の量が指定数量の1/5以上指定数量未満の場合、少量危険物としての届出、危険物を貯蔵・取扱うタンクの技術上の基準への適合、及び危険物が漏れた場合の流出防止の措置を講ずること等が義務付けられます。

移動用発電設備については、工場、事業場等に設置される定置形の発電設備とは異なり、建設工事現場や災害時の仮設電源として短期間使用されるケースが殆どであることから、少量危険物としての規制については、このような使用実態等も勘案され、各市町村消防機関により運用されているものと思われます。